

第26回 宇治市農業委員会議事録

下記議案審議のため、令和4年8月5日(金)午後1時30分より、第26回宇治市農業委員会定例総会を宇治市役所8階大会議室において開催した。

記

第1号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

第1号報告 農地法第4条の規定による届出の受理について

第2号報告 農地法第5条の規定による届出の受理について

(出席委員)

1番 北浦 莊平	2番 多田 岳史	3番 徳田 明子	4番 中林 和夫
5番 山崎 省吾	6番 井内 英樹	7番 多羅尾 英樹	8番 中西 秀友
9番 辻 四一郎	10番 吉田 利一	11番 今村 正喜	12番 小島 佳剛
14番 山本 晃一郎			

(欠席委員)

13番 水主 哲寛

(農地利用最適化推進委員)

村田 昇造 江口 淳司 水谷 修

(事務局)

澤田 局長 清水(囑託) 村田(囑託) 岸本(囑託)

(午後 1 時 3 0 分 開会)

局 長

定例総会の開会に先立ちまして、事務局から報告いたします。
本日は水主委員から欠席の届がなされております。
本日の定例総会は委員定数 1 4 名の内、出席委員は 1 3 名であり、「農業委員会等に関する法律第 2 7 条第 3 項」の規定により定足数を満たしていますので、成立しておりますことをご報告いたします。
また、北村推進委員より欠席の連絡を受けております。
それでは、議事進行につきまして、吉田会長、よろしくお願いいたします。

議 長

それでは、ただ今から、第 2 6 回宇治市農業委員会定例総会を開会いたします。
本日の議事録署名委員は、多田委員、山崎委員のお二人にお願いいたします。
現地調査委員につきましては、北浦委員、多田委員のお二人です。
ご苦労様でした。後ほど現地調査の報告をお願いいたします。

はじめに、「第 1 号議案 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。
事務局より説明願います。

局 長

それでは、「第 1 号議案 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」一括して 4 件をご説明申し上げます。

まず、番号 1 につきましては、農地中間管理事業により、京都府農業会議を介して新規の利用権を設定するものです。

マッチングについては、本年 3 月 2 5 日開催の連絡調整会議において、添付資料の「農地中間管理事業に係る宇治市での基本的な考え方」に基づき優先順位が決定され、最終的に(1)の現に耕作している借受希望者とのマッチングが成立したものでございます。

なお、添付資料の「農地中間管理事業に係る宇治市での基本的な考え方」につきましては、基準に変更がない限り、今後も使用いたしますので各自保管をお願いいたします。

続きまして、番号 2 から 4 につきましては、同一借人による新規の利用権設定で、期間は 1 年間となっております。

借人は新規就農者で、これまで親戚の農園で研修を積まれており、多種類の野菜栽培を予定されております。

	<p>以上、4件につきましては、いずれも農用地利用集積計画の内容が農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることから、承認できるものと考えます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>続きまして、多田委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
多田委員	<p>報告します。去る7月25日、事務局の案内で北浦委員と現地調査に行っていました。</p> <p>番号1の伊勢田町及びの利用状況につきましては、既に土用干しの期間に入っていたので水は張っておりませんでした。水張り調整をされていたものと思われます。草が若干残っていますがきれいな状態でした。畦もきれいにしており、ちゃんと管理されています。</p> <p>番号2の小倉町の利用状況につきましては、豆が植えられておりました。何回かに分けて植えられているような様子で、一部はトウモロコシの刈り取り跡がありました。ちゃんと管理されているように見受けられました。</p> <p>番号3の小倉町の利用状況につきましては、メインはトウモロコシで、間にヒマワリが植えられているような状態の畑でした。</p> <p>番号4の小倉町の利用状況につきましては、番号3と似た状態です。トウモロコシが植わっており、間にはヒマワリが植えられていました。草の管理については、番号4のほうが若干劣っておりますが、基本的な畑としての形は成していたと思います。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>報告が終わりましたので、これより審議に入ります。本議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。</p>
小島委員	<p>番号1についてですが、何を植えられるか等利用方法はどうなっていますか。</p>
議長	<p>今年はたまたま休耕されていますが、昔から米作をされています。</p>
江口推進委員	<p>地図番号1は、令和6年頃まで使用貸借がついていたのではないですか。</p>
局長	<p>ついております。そちらの権利については解約手続きをしていただくよう、農林茶業課を通じて伝えている状況です。</p>

江口推進委員	一回解約して、機構に換えるということですね。
局 長	そうです。
議 長	以前は 氏の名前でしたか。
江口推進委員	いいえ、こちらの農地は 氏が借りておられるはずですよ。
局 長	地図番号1につきましては、 氏が利用権を設定されています。
江口推進委員	個人から法人に切り替えるということで、新規になるんですか。
局 長	機構を通じた貸借としては、新規になります。
議 長	番号2から4も機構ですか。
局 長	そちらは機構案件ではありません。
中林委員	番号1の構成及び従事者は1人となっていますが、本人だけですか。どういった書き方による数字なのでしょう。
議 長	従業員でなくパートのような状態なら数字に入らないんじゃないでしょうか。
局 長	機構案件は農業委員会で受付するものではなく、機構で書類を整えて回ってくるものであるため、詳細は分かりません。
中林委員	個人でなく法人ですので、少し気になりました。
議 長	何人か人は使っているのではないかと思います。
徳田委員	そもそも従事人数の欄は、これだけの人数で耕作をやっていかれるんだなと確認する意図があるものなのでしょう。機構案件だから分からないではなく、何のために議案書に載せているんですか。
多羅尾委員	判断基準になるのなら、できる人数なのか判断しないとイケないですよ。

局 長	新規に農地を買ったり借りたりされる際に、その人数で耕作できるのかどうか 見るための欄ではあります。
徳田委員	それなら、1人では難しいのではないですか。
多田委員	畑となると難しいでしょうが、田ならいけるかなと思います。
議 長	機構からしたら適切な面積がわかりませんよね。1人でも本人がやれると言う なら良しとなります。
水谷推進委員	希望している面積を超えていたら、次の候補者になるようにはされています。
議 長	借受法人は、何人が雇われているとは思いますが。
山本委員	番号2から4の借人は他の場所で農業をしていますか。
局 長	借人につきましては、現在は兼業で会社勤めしながら農業をされています。従 事人数3人の内、他の方につきましては、奥さんといとこです。いとこは専業で す。
山本委員	利用目的は畑作ですか。
局 長	畑作です。
水谷推進委員	新規就農で研修を受けて始める方ではないですか。
局 長	親戚の家で農業経験があります。
水谷推進委員	農業の研修を受けたわけではなく、農業経験があるということですね。
局 長	はい。
山本委員	他の土地も借りておられるんですか。
局 長	久御山町の親戚の家で畑をやっておられ、奈良県でも研修のような形で経験を 積まれています。農業経営は今回が初めてです。

多羅尾委員	機械は持っているんですか。きちんと設備は整っているんでしょうか。
水谷推進委員	新規就農だからといって厳しくする必要はないと思っています。昔は機械の保有はどうか、きちんとした研修を受けたかどうかと厳しかったですが、新規就農のハードルをそんなに高くする必要はないと思います。ただ、本当にちゃんとできるのかということだけはチェックする必要があります。機械はどこに置いているんでしょうか。新規就農なら置く場所も必要ですよ。
局 長	レンタルされるとのことです。
中林委員	親戚の家から借りるのではないのでしょうか。
議 長	地元委員さんにはよく見ておいていただきたいと思います。
水谷推進委員	新規就農は良いことですのでハードルを上げる必要はありませんが、作物に合わせた機械と経験だけはないといけないと思います。
議 長	他にご意見等はございませんか。
	異議なしの声
議 長	ただ今の異議なしをもって「第1号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」は、議案のとおり「承認すること」と決しました。
	続きまして、専決処分の報告について、事務局から報告願います。
局 長	まず、「第1号報告 農地法第4条の規定による届出の受理について」一括して2件をご説明申し上げます。
	番号1につきましては、戸建住宅1戸分を建築するための転用で、番号2につきましては、昭和63年頃に先代が農地法を知らずに駐車場を整備し、今日まで使用されてきたもので顛末書が提出されております。境界にはフェンスを設置される予定です。
	いずれも農地法関係事務処理要領に基づき審査を行い、適正と判断し、農地法

	<p>施行令第3条第2項の規定に基づき、すでに書面で通知を行っております。</p> <p>続きまして、「第2号報告 農地法第5条の規定による届出の受理について」一括して2件をご説明申し上げます。</p> <p>番号1につきましては、露天資材置場を整備するための転用で、隣接農地はありません。</p> <p>番号2につきましては、戸建住宅1戸分を整備するための転用で隣接農地はありません。</p> <p>いずれも農地法関係事務処理要領に基づき審査を行い、適正と判断し、農地法施行令第10条第2項の規定に基づき、すでに書面で通知を行っております。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局から報告のあった件について、何かご質問はございませんか。</p> <p>なしの声</p>
<p>議 長</p>	<p>ないようですので、以上をもちまして本日の議案審議及び報告案件は終了いたします。どうもご苦労様でした。</p>

(午後1時50分審議終了)

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____